

2025. 3. 18 第61回口頭弁論期日後の記者会見要旨

本日は、第61回口頭弁論期日でした。福島第一原発の事故から14年が経ちました。原発事故で避難した人数が一番多かったのは事故から1年経過した2012年5月だったようです。16万4865人だったそうです。事故から14年経ち、今年の3月の時点では避難者数は2万4644人だと言います。まだ、2.5万人もの方々が避難生活を強いられているのです。福島第一原発では、溶け落ちた燃料デブリの取り出しさえ目処が立っていませんし、除染で出た膨大な汚染土の処分も方針が定まっています。それにもかかわらず、政府は、エネルギー基本計画の指針のうち、福島第一原発の事故後に定めた「可能な限り原発依存度を低減する」との表現を今年の2月18日の閣議決定で削除しました。政府は、原発回帰の姿勢を明らかにしました。原発の建替え要件を緩和し、2040年度の発電全体に占める原発の割合を2割程度としました。3月5日には、最高裁が、強制起訴されていた東京電力の旧経営陣の刑事事件について、検察官側の上告を棄却する決定をして、全員の無罪が確定しました。あの悲惨な原発事故を、多くの人が忘れつつあるように思います。

2月21日、鹿児島地裁は、川内原発1, 2号機の運転差し止めを求めている住民の訴えを棄却しました。新規制の基準地震動に不合理な点はないとし、周辺の火山が破局的噴火を起こす可能性は十分に小さいなどとして、住民側の訴えを退けたのです。

3月5日には、広島地裁が、伊方原発3号機の運転差し止めを求めている住民らの訴えを棄却しました。広島地裁は、四国電力が原子力規制委員会の定めた規制基準さえクリアしていることを立証すれば、住民側が事故発生の具体的おそれを立証しなければならないという論理を用い、住民側がその立証をしていないとして、請求を棄却したのです。新たな原発の安全神話の創設に手を貸すような判断であり、納得できる判決ではありません。

3月14日には、名古屋地裁は、いわゆる老朽化原発、40年を超えた高浜原発1, 2号機、美浜原発3号機の運転期間延長認可処分等の取り消しを住民らが求めている行政訴訟で、住民らの請求を棄却（一部、却下）しました。今や裁判所は福島原発事故を忘れ、行政の判断を鵜呑みにするだけなのでしょうか。

このように、最近の裁判所の判断は納得できないものばかりです。福島第一原発

の事故後、原発の安全を高めるように規制を厳格にし、審査も厳格にするようにしたことは事実でしょうが、規制委員会の審査がとおれば、それで安全だとはならないはずです。原子力規制委員会の委員長代理を務められた地震学者の島崎邦彦さんは、「原発は地震がほとんど起きない地域で開発されました。それを地震大国の日本に輸入したのが、そもそもの間違いなのです。」とか「どこでも地震が起こる日本で、原発をつくるのがどんなに恐ろしいか。その恐ろしさが解っていない政府と政治家は愚かだと思えますし、そんな人々を選んだわれわれ国民も愚かです。」と述べています。地震学者の瀬戸一幸さんは「原子力規制委員会が『審査基準に適合している』と結論付けるケースは、あくまでも『分かっている範囲での安全』なのです。そもそも規制委の原発審査は、絶対的な安全を保証しているわけではありません。」とか「地震の予測が極めて困難である以上、正確な危険性の評価はできません。そのため、危険性の程度と社会の利益との比較ができないことになります。そういう状態にある現時点で、事故が起きると途方もない被害が出る原発を継続すると決めてしまうのは適切でないと思います。」と述べています。このような方々の意見を私たちは謙虚に聞くべきです。

中部電力は、A17断層に関し、H断層系に関する説明で済んでいると言っているようです。規制委員会の審査では、それで済んでいるから、それで十分だと言っているようです。そうでしょうか。原子力発電所の安全性について、中立公平な立場で判断できる裁判所の役割は大事です。裁判所の判断が行政庁の判断に劣後することはあってはならないことです。従って、中部電力は、訴訟においても、A17断層に関する自らの主張を明確にすべきです。

ところで、中部電力は、浜岡2号機の原子炉解体に昨日から着手したと発表しました。圧力容器の上蓋を取り外したとのことですが、撤去したものを、どこで、どのように管理し処分するのかは決まっていません。完全な廃止措置完了は2042年を目標にしているそうです。廃止を決めてから実際に廃炉にするのにこんなに時間がかかるのです。一日も早く、全原子炉を廃止すると決めて欲しいと考えます。

弁護士 鈴木 敏 弘